

基準4. 教育課程

趣旨

大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科などごとの教育研究上の目的を明確に定めるとともに、これを達成するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その上で、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の工夫や学修成果の把握・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導などの改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。

4-1.単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①ディプロマ・ポリシーの策定と周知	☐ A.ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用	☐ A.ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 ☐ B.ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 (専門職大学のみ) ☐ C.入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

4-1.単位認定、卒業認定、修了認定

指定するエビデンス資料

- ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL
- ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則
- 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
- 学位規則、学位審査基準
- 進級・卒業・単位認定に関する規則
- 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則
(専門職大学のみ)
- 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準

4-2.教育課程及び教授方法

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	☐ A.カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	☐ A.カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	☐ A.カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 ☐ B.シラバスを適切に整備しているか。 ☐ C.履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

4-2.教育課程及び教授方法

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	(専門職大学のみ) ☐ D.教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。 ☐ E.教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか ☐ F.基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。
④教養教育の実施	☐ A.教養教育を適切に実施しているか。
⑤教授方法の工夫と効果的な実施	☐ A.アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 ☐ B.授業を行う学生数(クラスサイズなど)は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

4-2.教育課程及び教授方法

指定するエビデンス資料

- カリキュラム・ポリシーを示す部分のURL
- カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則
- 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など
- 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど
- 履修に関する規則
- 教育課程を検討する会議体の規則
- シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書
- 教養教育を検討する会議体の規則
(専門職大学のみ)
- 教育課程連携協議会の規則
- 授業科目別登録者数一覧

4-3.学修成果の把握・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	☐ A.三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 ☐ B.学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	☐ A.学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

4-3.学修成果の把握・評価

指定するエビデンス資料

- 大学が求める学修成果を示す文書など
- 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など
- 学修成果の把握・評価の方針
- 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則
- 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果
- 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

学修成果とは・・・

学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学修期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果のこと

何を教えるか



どのような能力が身に付くのか

何が求められているのか？

- ・修得すべき学修成果の明確化
- ・適切な測定方法による学修成果の把握



- ・学修成果を重視した評価の実施
- ・学修成果の達成を目指した教育内容・方法の充実及び改善

基準4. 教育課程